

令和 2 年 6 月 15 日現在

機関番号：38001

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K13626

研究課題名(和文) 特別の教科「道徳」における教師の教育実践上の自律性と中立性に関する比較教育法研究

研究課題名(英文) Studies on a Teacher's Autonomy and Neutrality in the Special Subject "Moral Education" from the Perspective of Comparative Education Law

研究代表者

安原 陽平 (YASUHARA, Yohei)

沖縄国際大学・総合文化学部・准教授

研究者番号：50723102

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,800,000円

研究成果の概要(和文)： 期間中、教師の教育の自由の保障とその限界、教育行政による教育条件整備のあり方、学校現場における子どもたちが抱える問題に、特別の教科「道徳」の教育実践等への応用可能性を視野に入れながら、研究に取り組んだ。

教師の教育の自由の保障とその限界については、事実上の制約を認識する必要性、自由保障の機能を有する中立性概念を明らかにした。教育行政による教育条件整備のあり方については、教育行政の広範な裁量に対して、裁量を統制する人権論の必要性を明らかにした。学校現場における子どもたちが抱える問題については、子どもが置かれている環境ごとに、憲法上保障される精神的自由を制約する要素がそれぞれあることを確認した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究における研究成果の学術的意義は、中立性を開かれた概念であると理解し、自由を保障する可能性も有する概念であることを明らかにした点、また公教育制度の設計は、普遍的な子どもの人権概念に加え、個別・具体的な子どもの人権も踏まえたものでなければならないことを明らかにした点にある。

本研究における研究成果の社会的意義は、研究成果が現職の教職員、保護者、あるいは高校生と交流を経て得られてきたものであることから、特別の教科「道徳」はもとより、学校現場、地域社会にも十分応用可能な点にある。

研究成果の概要(英文)： This study has been carried out for three years about teachers' freedom, roles and obligations of administrative educational agencies(The Ministry of Education or Board of Educations and so on), and children's constitutional rights in schools, in relation to the Special Subject "Moral Education".

Results of this study are as follows. About teachers' freedom, to recognize non-legal restriction and neutral conception as protection of freedom are important. About roles and obligations of administrative educational agencies, their discretion should be controlled with constitutional rights necessarily. And about children's constitutional rights in schools, we should recognize that restrictions of them occurs in many different contexts.

研究分野：教育法学 憲法学

キーワード：教育の自由 特別の教科「道徳」 教育制度 中立性

1. 研究開始当初の背景

2018年4月から小学校および特別支援学校小学部、2019年4月から中学校および特別支援学校中学部において、特別の教科「道徳」が開始された。以前より、教育課程において道徳の時間は設けられており、基本的には担任が担当してきたことや時間数に変化がないことなどから、大きな変化は無いように見える。しかし、特別の教科への「格上げ」に伴い、学校教育法上の教科書使用義務、記述式の成績評価の導入など、教師の教育の自由や子どもの精神的自由との関係で問題を生じさせる法制度上の変更が生じている。具体的にいかなる問題を生じさせるかについては、道徳教育をめぐる教師の法的・専門的地位の不安定化、教育行政等による教師の教育実践に対する過度なコントロール、あるいは学校における子どもの憲法上の権利、とりわけ精神的自由への影響などを挙げるができる。

特別の教科「道徳」における道徳教育をどのように進めるかという、いわばソフト面の議論の蓄積は豊富である。しかし他方で、どのような権利保障の下あるいはいかなる法制度の下道徳教育は進められるべきかという、いわばハード面の研究は豊富とは言い難い。そのため、法的な観点から、特別の教科「道徳」をめぐる教師の教育の自由や子どもの憲法上の権利保障、あるいは法制度のあり方などについて研究を進めることは意義のあることであり、同時に喫緊の課題とも言える。

したがって、本研究は、権利論ないしは法制度論の観点から、特別の教科「道徳」あるいは広く道徳教育をめぐる教師の教育実践上の自律はいかなる条件で可能かという問いを中心として研究遂行することを目指した。

2. 研究の目的

以上から本研究における中心的な目的は、特別の教科「道徳」の教育実践におけるあるいは特別の教科「道徳」への応用可能性を視野に入れた、(1)教師の教育の自由の保障とその限界、(2)教育行政による教育条件整備のあり方、(3)学校現場における子どもたちが抱える問題を、それぞれ検討することである。

教育法学の機能的三種別を前提として、(1)～(3)の検討を研究の目的として設定した。すなわち、自主性擁護的教育法との関係で(1)の検討を、条件整備的教育法との関係で(2)の検討を、そして創造的・是正的教育法との関係で(3)の検討をおこなうことを目指した。

3. 研究の方法

研究の方法は、文献研究が中心となっている。

同時に、文献研究では読み取れない教育実践上の「声」や「悩み」を聞く機会を可能な限り設けた。具体的には、管理職から採用後3～5年の比較的若い教師までを対象とする教職員の勉強会、小学校教員を中心とした勉強会、保護者のサークルや交流会などを通じて、道徳教育はもちろぬ、教師の自律性や学校現場の各種問題に関する現場の声を聞くことも心がけた。

また、研究期間中、ドイツの学校にも訪問し、移民の子どもを対象としたドイツ語クラスの見学や教職員への聞き取り調査なども行った。

文献研究にとどまらず、現場の「声」を聞くことを通じて、研究の現実的妥当性や応用可能性を確保するよう努めた。

4. 研究成果

(1)教師の教育の自由の保障とその限界に係る研究は、教材選定の自由と教育基本法14条2項の解釈から、それぞれ遂行した。

前者における研究は、石垣市教育委員会による副読本配布中止問題を素材に、教材選定をめぐる法構造や教育委員会の権限等を踏まえ、教師の教育の自由、とくに教材選定の自由の保障に関して報告したものである。研究成果として、法的拘束力を持つ教育の自由への制約にとどまらず、法的拘束力を持たない事実上の制約にも目を向けることの必要性を明らかにした点を挙げることができる。この成果は、道徳教育推進教師との関係や人事考課における評価を通じた、道徳教育の実践への事実上の制約を検討する理論的基盤を提供するものと言える。なお、人事考課の問題については、沖縄県の事例を対象に別途検討を行った。

また、後者における研究は、2006年に改正された教育基本法、なかでも14条2項を対象とし、趣旨、解釈、運用の観点から報告したものである。研究成果として、政治的中立性という概念が子どもの精神的自由を守るために教師の自由を制約する機能がある一方で、多様な政治的見解を紹介する政治教育の自由を保障する機能もあることを確認したことを挙げることができる。この成果は、道徳教育における教師の教育の自由に対する中立を根拠とした制約を検討する際の理論的基盤を提供するものと言える。

(2)教育行政による教育条件整備のあり方については、「公立学校等に係る授業料の不徴収および高等学校等就学支援金の支給に関する法律」をめぐる朝鮮学校無償化訴訟を素材に、研究を遂行した。本訴訟は、「公立高等学校等に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」の施行規則の一部規定の削除や、施行規則に基づく規程の適合性審査によって、朝鮮学校への支援金が不支給となった事例である。本訴訟の研究を通じて、教育行政に認められ

ている広範な裁量という問題に加え、当該裁量を統制するはずの人権が十分に機能していないことの問題性などを明らかにした。この成果から、道徳教育をめぐる制度設計も含めた、教育制度全般に渡る教育行政裁量を統制する人権論・立法論の必要性を指摘できる。

(3) 学校現場における子どもたちが抱える問題については、校則の問題、ハラスメントの問題、外国籍の子どもの修学の問題を対象として研究を遂行した。校則の問題については、近年校則をめぐって様々な問題が生じ、これまでとは異なる新たな議論がなされていることなどを理由に取り上げた。ハラスメントの問題は、ハラスメント概念が学校で十分認知された次の段階、とりわけ教育・指導の場面で何が意識されるべきかを明らかにする必要があると考えて取り上げた。そして、外国籍の子どもの修学の問題は、グローバル化の進展で学校における外国にルーツを持つ子どもの権利保障を改めて考える必要性から取り上げた。

1つ目の校則の問題に係る研究は、校則と人権の関係や、これまで扱われてきた問題、具体的には子どもの人権主体性に対する意識の希薄さや学校教育における人権概念の憲法学上とは異なる位置付けなどを踏まえ、今後考えるべき論点を指摘したものである。研究成果として、校則による権利侵害が多様化していること、学校自治論が非現実的な選択肢でないこと、そして校則に基づく指導が体罰やハラスメントと非常に近い関係にあることなどを指摘したことが挙げられる。校則を手がかりに学校における人権問題を総括的に扱ったことで、学校現場における子どもたちが抱える問題についてどのようなアプローチでどのように検討すべきかなどを確認することができた。この点、以下の研究成果へとつながっている

2つ目のハラスメントの問題に係る研究は、スポーツ指導場面におけるハラスメントがなぜ生じるかという問題を、スポーツ心理学の専門家と共同で分析をおこなったものである。研究成果としては、部活動等のスポーツ指導の場面におけるハラスメントは内面的な負の影響力等に起因することを確認した点を挙げるができる。この成果は、部活動等の指導場面にとどまらず、先生と児童・生徒との関係のなかで営まれる、特別の教科「道徳」の教育実践を含む学校教育における様々な教育実践にも応用可能であると考えられる。

3つ目の外国籍の子どもの修学の問題に係る研究は、不就学の可能性がある外国籍の子どもが2万人近くにもものぼる現状を踏まえ、権利論、制度論、そして運用論のそれぞれの次元から外国籍の子どもの修学の問題について報告したものである。研究成果としては、外国籍の子どもも包摂できる公立学校の充実の必要性を指摘することに加え、学校における子どもの精神的自由をめぐる問題が複雑化していること、教育における統合機能を今後どのように考えるべきかということ、学校教育における寛容概念はいかに位置付けられるべきかということなど、今後の課題を明らかにしたことが挙げられる。研究期間終了後も、多文化教育と道徳教育の関係を軸としながら、上記各概念の理解と関係を明らかにする研究に取り組む予定である。なお、教育における統合機能を検討するための研究期間中の成果として、ドイツにおける社会統合を論じた『憲法パトリオティズム』の翻訳を挙げるができる。

(4)(1)～(3)の研究成果とは別に、その他の成果として、沖縄県教育委員会等主催の「高校生と選挙の関わり方について考えるフォーラム」における基調講演、それに関連する高校生とのワークショップも挙げるができる。

生徒の憲法上の権利保障のあり方、教育行政の権限と教師の権利の実践的調整も視野に入れている本研究課題にとって、本活動は大きな示唆を与えるものであった。具体的には、教育行政や学校における政治的中立性への配慮のあり方などを確認できたことは、本研究課題を遂行するうえで有益であった。

(5) 今後の展望、課題

本研究は、特別の教科「道徳」に関係する、教師や子どもの権利、教育行政裁量の射程などを主たる対象としている。そのため、教師の教育の自由侵害、あるいは児童や生徒の精神的自由の侵害に対する司法救済のあり方についてはほとんど検討をすすめていない。

今後の展望、課題としては、特別の教科「道徳」をめぐって生じる権利侵害に対する司法上の救済について、本研究成果を踏まえた検討の必要性を挙げるができる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 安原陽平	4. 巻 29号
2. 論文標題 判例紹介 朝鮮学校無償化訴訟	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 国際人権	6. 最初と最後の頁 94-95
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 斎藤一久、安原陽平、堀口悟郎	4. 巻 195号
2. 論文標題 高等教育の無償化に向けての憲法改正の是非	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 季刊教育法	6. 最初と最後の頁 70-75
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 安原陽平
2. 発表標題 教育基本法14条2項
3. 学会等名 日本教育法学会（新教育基本法コンメンタール執筆者会議・新教育基本法法制研究特別委員会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 安原陽平
2. 発表標題 朝鮮学校無償化訴訟から考える人権と行政裁量
3. 学会等名 日本生活教育連盟
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 安原陽平
2. 発表標題 石垣市教育委員会副読本（配付）中止問題について
3. 学会等名 沖縄国際大学南島文化研究所
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 安原陽平
2. 発表標題 公教育制度・教科教育・生活指導
3. 学会等名 日本生活教育連盟
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 安原陽平
2. 発表標題 外国籍の子どもと修学
3. 学会等名 沖縄法政研究所第72回研究会
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 横江崇、上江洲純子、新倉修、安原陽平、城野一憲、伊達竜太郎、清水太郎、山下良、スミス美咲、野添文彬、平剛	4. 発行年 2018年
2. 出版社 編集工房 東洋企画	5. 総ページ数 290 (67-85)
3. 書名 『法と政治の諸相』	

1. 著者名 ヤン=ヴェルナー・ミュラー著 斎藤一久/田畑真一/小池洋平 監訳、安原陽平/根田恵多/菅沼博子 訳	4. 発行年 2017年
2. 出版社 法政大学出版局	5. 総ページ数 250
3. 書名 『憲法パトリオティズム』	

1. 著者名 日本水泳連盟編	4. 発行年 2019年
2. 出版社 大修館書店	5. 総ページ数 279 (24-28)
3. 書名 水泳指導教本 三訂版	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----